

一種である。

2 工事用品の払出し 工事用品の払出し方法には、使用した数量を貯蔵品から払出す使用払いと、引渡しをするときに、引渡し数量を貯蔵品から払出す引渡し払いの2途がある。使用払いは前記の引渡しをした工事用品の払出しについて実施しており、工事担当者が引渡しを受けた貯蔵品を使用したときは、その使用量を旬別に集計して、工事用品使用報告書を作成して物品出納役に提出し、物品出納役は、物品出納長または分任出納長の命令を受けて貯蔵品から払出しを行うこととしている。引渡し払いは、機械(すえ付工事を要しないものに限る)、工服用備品および消耗品ならびに当日中に使用して残品を生じない範囲の工事用品について実施しており、工事担当者がこれらの工事用品を使用しようとするときは、そのつど引渡兼使用報告書を作成して物品出納役に提出し、物品出納役は、物品出納長または分任出納長の命令を受けて貯蔵品の払出しを行うとともに、現品の引渡しを行っている。工事用品の払出しについて負担科目、数量、金額等を更正する場合も、使用払いのものは工事用品使用報告書で、引渡し払いのものは引渡兼使用報告書で行うこととしている。

3 仮使用 工事担当者が部内工事の必要のために貯蔵品を一時的に使用する場合は、貯蔵品を決算することなく使用し、使用料を負担すればよいこととし、これを貯蔵品の仮使用と称している。工事担当者が貯蔵品を一時かぎり使用するときには、引渡票に「仮使用」と明記して、物品出納役を経由して分任出納長に請求し、分任出納長は地方資材部長または資材事務所長の承認を受けて、物品出納役をして現品の引渡しをさせる。この場合地方資材部長または資材事務所長は、その物品が甲種貯蔵品または重要撤去品であるときは、資材局長の承認を受けなければ、仮使用させることはできない。物品出納役は工事担当者に仮使用しようとする物品を引渡す場合には、貯蔵品出納簿に払出しの登記をすることなく、その残高内訳欄にその旨を記録するとともに、貸渡物品書留簿に記入整理しておくものとする。仮使用の場合の使用料は、1箇月当り貯蔵品代価の $\frac{5}{1,000}$ に相当する金額とし、1箇月未満は1箇月に切り上げて計算する。この場合の収入科目は営業外収入とし、もし仮使用中に目的物に損傷を与えたときは、決算品の修理と同様に取扱って当該経費で負担し、修理不能のものについては、その貯蔵品を当該経費で決算するものとする。仮使用を終わったときは工事担当者は、あらたに引渡票を作成して「仮使用返却」と明記し、現品とともに物品出納役に提出し、仮使用物品の返却をする。物品出納役は現品を確認の上、この引渡票により、貯蔵品出納簿および貸渡物品書留簿の整理を行う。

4 重要撤去品 工事用品には、工事の施行に伴って撤去した物品を再用するものもあるが、これら再用品を発生箇所において局部的に再用するのみでは、一方に再用品が山積し、その活用に腐心しているにもかかわらず、一方においては、これと同一品目を購入するというような不都合を生ずるおそれがあるので、再用品のうち重要な物品については、全国的にこれを運用する必要がある。その必要があると認められる施設関係の重要な撤去品を重要撤去品と称し、資材局長と施設局長とが協議の上、これが運用を図ることとしている。重要撤去品の品目を示すつぎのとおりである。

- (1) 古レール 22kg 以上で1本の長さ5m 以上のものにかぎる。
- (2) 古継目板 50kg 用にかぎる。
- (3) 古ガーダ類 レールビーム以外のものにかぎる。

- (4) 古転車台 貨車用以外のものにかぎる。

- (5) 古シートパイル

(清水光利)

こうじょうようひん 工場用品(国鉄車両工場の) 国鉄車両工場およびその修繕受託区で使用するために、工場の用品倉庫において保管する物品。工場貯蔵品および工場予備品がこれに含まれる。工場貯蔵品には工場で製作した製作貯蔵品、購入品(甲種貯蔵品)および工事の結果発生した副生品および発生品(乙種貯蔵品および丙種貯蔵品)がこれに含まれる。以上の工場用品の取扱方については工場用品取扱手続(昭和28・4・11 公報依命通達)に規定されている。

1 用品倉庫

(1) 設置の理由 工場の用品倉庫は昭和28・4・11 から設置されたもので、物品の出納保管部門である地方資材部の工場用品倉庫と、計画命令部門である工場の資材係の二元的組織を一元化して新たに設けられたものである。同一の工場内部で物品の運用について以前のような二元的組織をとることは、十分な計画とチェックを行い得ず、資材管理の体制がくずれ、原価計算の適正を期しがたくなる。このため両者を合体して適時適切な計画と出納を行い、資材管理の体制を整備して工場経営を合理的に行うため、管理部門と現業部門とを合体してこれを1人の長が指揮するという用品倉庫を設置したのである。

(2) 用品倉庫の業務 用品倉庫長は工場長の指揮を受けて用品倉庫の業務をつかさどるものであるが、その業務としては、

- ア 物品の準備要求
- イ 調度用品の管理
- ウ 工事用材料の計画
- エ 貯蔵品および工場予備品の製作修繕命令
- オ 工場貯蔵品および工場予備品の出納保管・配給および保有量の設定
- カ 運搬計画および運搬契約
- キ 決算品の修繕契約

等があげられ、この業務を行うために用品倉庫長のもとに、企画・現品・計算の各係および倉庫部門として貯蔵品・副生品および工場予備品の保管部門をおいている。

(3) 現品係と倉庫 倉庫部門は貯蔵品および工場予備品の保管受払、およびこれに伴う現品票または予備品受払票の整理を行い、貯蔵品出納帳と予備品原簿の出納整理は現品係が行う。現品の保管者と出納帳の登記を行うものとを明確に区分して内部牽制(けんせい)を確立し、責任の所在を明らかにしてある。また用品倉庫長を分任出納長、現品係の主務者を物品出納役、倉庫部門においては貯蔵品・副生品および予備品の各保管責任者を物品出納員として、出納保管の責任をもたせている。

2 工場用品の取扱方

(1) 製作貯蔵品 工場およびその修繕受託区で車両、船舶、機器および自動車の製作・改造または修繕のために要する物品を、工場であらかじめ計画的に製作した場合は、これを製作貯蔵品に編入する。すなわち車両でいえば修繕車が工場に入場したとき、その修繕に必要な部品をただちに使用することができるよう、工場であらかじめ製作しておくものをいうのであって、素材として払い出し、加工後ただちに材料として使用されるものは、当然当該工事で経費整理を行うべきである。

製作貯蔵品は工場の工事計画にもとづいて、その範囲つまり品名および製作数量を決定すべきものであるが、それは資材供給部門の購入要件と相関関係を有する。すなわち製作貯蔵品として定めた品目でも部外から購入することもあり、また定めた